

条例に盛り込まれた内容について

名称	条例名称		1 岐阜市住民自治基本条例		2 豊田市まちづくり基本条例	
	都道府県名		都道府県名	岐阜県 (中核市)	都道府県名	愛知県 (中核市)
	施行期日:平成 年 月 日		施行期日:平成19年 4月 1日		施行期日:平成17年10月 1日	
内容	<p>ア 前文</p> <p>イ 基本理念・原則</p> <p>ウ 市民の権利</p> <p>エ 市民の責務</p> <p>オ 子ども・未成年者の権利</p> <p>カ 市長の責務</p> <p>キ 職員の責務</p> <p>ク 議会の責務</p> <p>ケ 議員の責務</p> <p>コ 事業者の権利・責務</p> <p>サ 外国人の権利・責務</p> <p>シ 議会運営</p> <p>ス コミュニティの規定</p> <p>セ コミュニティへの参加規定</p> <p>ソ 自治会に関する規定</p> <p>タ 情報公開(提供、共有)</p> <p>チ 市民参加・協働</p>	<p>ツ 住民投票</p> <p>テ 基本構想・総合計画との関係</p> <p>ト 個人情報保護</p> <p>ナ 附属機関の会議の公開</p> <p>ニ 行政運営</p> <p>ヌ 財政計画の策定</p> <p>ネ 財政上の数値目標の設定</p> <p>ノ 男女共同参画</p> <p>ハ 行政評価(政策評価)</p> <p>ヒ 計画、執行、評価への市民参加</p> <p>フ 広域連携(他自治体、国、県)</p> <p>ヘ 政策法務</p> <p>ホ 最高規範性</p> <p>マ 他条例との整合、位置づけ</p> <p>ミ 見直し・改正条項及び手続</p> <p>ム 自治基本条例を推進する市民組織</p> <p>メ その他</p>	<p>ア 前文</p> <p>イ 基本理念・原則</p> <p>ウ 市民の権利</p> <p>エ 市民の責務</p> <p>カ 市長の責務</p> <p>ク 議会の責務</p> <p>ス コミュニティの規定</p> <p>タ 情報公開(提供、共有)</p> <p>チ 市民参加・協働</p>	<p>ツ 住民投票</p> <p>ニ 行政運営</p> <p>ヒ 計画、執行、評価への市民参加</p> <p>マ 他条例との整合、位置づけ</p> <p>ム 自治基本条例を推進する市民組織</p> <p>メ その他</p> <p>「協働で担う公共」を形づくる環境を整備すること(第14条)</p> <p>地域がまちづくりのため主体的に設ける協議会等を支援すること(第15条)</p> <p>コミュニティの活動を支援する中間支援機能を充実すること(第16条)</p>	<p>ア 前文</p> <p>イ 基本理念・原則</p> <p>ウ 市民の権利</p> <p>エ 市民の責務</p> <p>カ 市長の責務</p> <p>キ 職員の責務</p> <p>ク 議会の責務</p> <p>ケ 議員の責務</p> <p>コ 事業者の権利・責務</p> <p>タ 情報公開(提供、共有)</p> <p>チ 市民参加・協働</p>	<p>ツ 住民投票</p> <p>テ 基本構想・総合計画との関係</p> <p>ニ 行政運営</p> <p>ヌ 財政計画の策定</p> <p>ハ 行政評価(策定評価)</p> <p>フ 広域連携(他自治体、国、県)</p> <p>メ その他</p> <p>都市内分権の推進</p> <p>地域自治区の設置</p>
名称	3 四日市市民自治基本条例		4 豊中市自治基本条例		5 吹田市自治基本条例	
	都道府県名	三重県 (人口30万～40万人市)	都道府県名	大阪府 (人口30万～40万人市)	都道府県名	大阪府 (人口30万～40万人市)
	施行期日:平成17年 9月 1日		施行期日:平成19年 4月 1日		施行期日:平成19年 1月 1日	
内容	<p>ア 前文</p> <p>イ 基本理念・原則</p> <p>ウ 市民の権利</p> <p>エ 市民の責務</p> <p>カ 市長の責務</p> <p>ク 議会の責務</p> <p>ケ 議員の責務</p> <p>タ 情報公開(提供、共有)</p> <p>チ 市民参加・協働</p>	<p>ツ 住民投票</p> <p>テ 基本構想・総合計画との関係</p> <p>ト 個人情報保護</p> <p>ナ 附属機関の会議の公開</p> <p>ノ 男女共同参画</p> <p>ハ 行政評価(策定評価)</p> <p>マ 他条例との整合、位置づけ</p> <p>ミ 見直し・改正条項及び手続</p> <p>メ その他</p> <p>市・市長の説明責任</p>	<p>ア 前文</p> <p>イ 基本理念・原則</p> <p>ウ 市民の権利</p> <p>エ 市民の責務</p> <p>カ 市長の責務</p> <p>キ 職員の責務</p> <p>ク 議会の責務</p> <p>ケ 議員の責務</p> <p>コ 事業者の権利・責務</p> <p>ス コミュニティの規定</p> <p>タ 情報公開(提供、共有)</p> <p>チ 市民参加・協働</p>	<p>ツ 住民投票</p> <p>テ 基本構想・総合計画との関係</p> <p>ト 個人情報保護</p> <p>ニ 行政運営</p> <p>ヌ 財政計画の策定</p> <p>ハ 行政評価(策定評価)</p> <p>ヒ 計画、執行、評価への市民参加</p> <p>フ 広域連携(他自治体、国、県)</p> <p>ヘ 政策法務</p> <p>ミ 見直し・改正条項及び手続</p> <p>メ その他</p> <p>危機管理</p> <p>人材育成</p>	<p>ア 前文</p> <p>イ 基本理念・原則</p> <p>ウ 市民の権利</p> <p>エ 市民の責務</p> <p>カ 市長の責務</p> <p>キ 職員の責務</p> <p>ク 議会の責務</p> <p>ケ 議員の責務</p> <p>コ 事業者の権利・責務</p> <p>ス コミュニティの規定</p> <p>タ 情報公開(提供、共有)</p> <p>チ 市民参加・協働</p>	<p>ツ 住民投票</p> <p>テ 基本構想・総合計画との関係</p> <p>ト 個人情報保護</p> <p>ナ 附属機関の会議の公開</p> <p>ニ 行政運営</p> <p>ヌ 財政計画の策定</p> <p>ハ 行政評価(策定評価)</p> <p>ヒ 計画、執行、評価への市民参加</p> <p>フ 広域連携(他自治体、国、県)</p> <p>ホ 最高規範性</p> <p>マ 他条例との整合、位置づけ</p> <p>ミ 見直し・改正条項及び手続</p> <p>ム 自治基本条例を推進する市民組織</p>
	6 八戸市協働のまちづくり基本条例		7 太田市まちづくり基本条例		8 熊谷市自治基本条例	

条例に盛り込まれた内容について

名称	都道府県名	青森県 (人口20万～30万人市)	都道府県名	群馬県 (人口20万～30万人市)	都道府県名	埼玉県 (人口20万～30万人市)
	施行期日:平成17年 4月 1日		施行期日:平成18年 4月 1日		施行期日:平成19年10月 1日	
内容	ア 前文 イ 基本理念・原則 ウ 市民の権利 エ 市民の責務 オ 子ども・未成年者の権利 カ 市長の責務 ク 議会の責務 コ 事業者の権利・責務 ス コミュニティの規定 セ コミュニティへの参加規定 タ 情報公開(提供、共有) チ 市民参加・協働	ツ 住民投票 ハ 行政評価(策定評価) ヒ 計画、執行、評価への市民参加 フ 広域連携(他自治体、国、県) マ 他条例との整合、位置づけ ミ 見直し・改正条項及び手続き メ その他 市の責務 パブリック・コメント制度 政策提案制度 付属機関の委員の公募	ア 前文 イ 基本理念・原則 ウ 市民の権利 エ 市民の責務 カ 市長の責務 キ 職員の責務 ク 議会の責務 ケ 議員の責務 ス コミュニティの規定 タ 情報公開(提供、共有) チ 市民参加・協働	ツ 住民投票 テ 基本構想・総合計画との関係 ト 個人情報保護 ナ 附属機関の会議の公開 ヌ 財政計画の策定 ノ 男女共同参画 ヒ 計画、執行、評価への市民参加 フ 広域連携(他自治体、国、県) ホ 最高規範性 マ 他条例との整合、位置づけ ミ 見直し・改正条項及び手続き	ア 前文 イ 基本理念・原則 ウ 市民の権利 エ 市民の責務 カ 市長の責務 キ 職員の責務 ク 議会の責務 ケ 議員の責務 コ 事業者の権利・責務 シ 議会運営 ス コミュニティの規定 セ コミュニティへの参加規定 タ 情報公開(提供、共有) チ 市民参加・協働	ト 個人情報保護 ニ 行政運営 ハ 行政評価(策定評価) ヒ 計画、執行、評価への市民参加 マ 他条例との整合、位置づけ ミ 見直し・改正条項及び手続き
名称	9	草加市みんなでまちづくり自治基本条例		10	平塚市自治基本条例	
	都道府県名	埼玉県 (人口20万～30万人市)		都道府県名	神奈川県 (人口20万～30万人市)	
	施行期日:平成16年10月 1日		施行期日:平成18年10月 1日		施行期日:平成17年 4月 1日	
内容	ア 前文 イ 基本理念・原則 ウ 市民の権利 エ 市民の責務 カ 市長の責務 ク 議会の責務 ケ 議員の責務 タ 情報公開(提供、共有) チ 市民参加・協働	ツ 住民投票 ト 個人情報保護 ニ 行政運営 ハ 行政評価(策定評価) ホ 最高規範性 マ 他条例との整合、位置づけ メ その他 市の責務 パブリックコメント 審議会委員などの公募 まちづくりの環境整備(人材の育成、組織づくり、基金などの設置、拠点・ネットワークづくり、まちづくり支援団体) まちづくりの参画手続き(まちづくりの相談、まちづくり活動の登録など、まちづくり計画の提案、みんなでまちづくり会議) 条例の検証	ア 前文 イ 基本理念・原則 ウ 市民の権利 エ 市民の責務 カ 市長の責務 キ 職員の責務 ク 議会の責務 ケ 議員の責務 ス コミュニティの規定 タ 情報公開(提供、共有) チ 市民参加・協働	ツ 住民投票 テ 基本構想・総合計画との関係 ト 個人情報保護 ナ 附属機関の会議の公開 ニ 行政運営 ハ 行政評価(策定評価) ヒ 計画、執行、評価への市民参加 フ 広域連携(他自治体、国、県) ヘ 政策法務 マ 他条例との整合、位置づけ メ その他 まちづくりの指針 子どものまちづくりへのかかわり 事業者のまちづくりへのかかわり 自治会はコミュニティに含まれています	ア 前文 イ 基本理念・原則 ウ 市民の権利 エ 市民の責務 カ 市長の責務 キ 職員の責務 ク 議会の責務 ケ 議員の責務 ス コミュニティの規定 タ 情報公開(提供、共有) チ 市民参加・協働	ツ 住民投票 テ 基本構想・総合計画との関係 ト 個人情報保護 ニ 行政運営 ハ 行政評価(策定評価) ヒ 計画、執行、評価への市民参加 フ 広域連携(他自治体、国、県) ホ 最高規範性 マ 他条例との整合、位置づけ メ その他 法令の自主解釈 財政自治の原則 説明責任 行政手続 出資法人に対する指導 財産管理 財政状況等の公表 厚木基地
名称	12	岸和田市自治基本条例		13	宝塚市まちづくり基本条例	
	都道府県名	大阪府 (人口20万～30万人市)		都道府県名	兵庫県 (人口20万～30万人市)	
	14	帯広市まちづくり基本条例		14	帯広市まちづくり基本条例	
	都道府県名	北海道 (人口10万～20万人市)		都道府県名	北海道 (人口10万～20万人市)	

条例に盛り込まれた内容について

		施行期日:平成17年 8月 1日		施行期日:平成14年 4月 1日		施行期日:平成19年 4月 1日			
内容	ア 前文	ツ 住民投票	ア 前文	ツ 住民投票	ア 前文	ツ 住民投票			
	イ 基本理念・原則	テ 基本構想・総合計画との関係	イ 基本理念・原則	テ 基本構想・総合計画との関係	ウ 市民の権利	テ 基本構想・総合計画との関係			
	ウ 市民の権利	ト 個人情報保護	ウ 市民の権利	ト 個人情報保護	エ 市民の責務	ト 個人情報保護			
	エ 市民の責務	ナ 附属機関の会議の公開	エ 市民の責務	ニ 行政運営	カ 市長の責務	ニ 行政運営			
	カ 市長の責務	ヌ 財政計画の策定	カ 市長の責務	ハ 行政評価(策定評価)	キ 職員の責務	ヌ 財政計画の策定			
	キ 職員の責務	ハ 行政評価(策定評価)	キ 職員の責務	フ 広域連携(他自治体、国、県)	セ コミュニティへの参加規定	ハ 行政評価(策定評価)			
	ク 議会の責務	フ 広域連携(他自治体、国、県)	タ 情報公開(提供、共有)	ホ 最高規範性	タ 情報公開(提供、共有)	フ 広域連携(他自治体、国、県)			
	ケ 議員の責務	ヘ 政策法務		マ 他条例との整合、位置づけ	チ 市民参加・協働	マ 他条例との整合、位置づけ			
	コ 事業者の権利・責務	ホ 最高規範性		メ その他		ミ 見直し・改正条項及び手続き			
	ス コミュニティの規定	ミ 見直し・改正条項及び手続き		市の責務					
	タ 情報公開(提供、共有)	メ その他		説明責任					
	チ 市民参加・協働	他の執行機関の責務		財政状況の公表					
		地区市民協議会							
		意見聴取制度							
		説明責任							
		組織							
		外部機関その他第三者による監査							
名称	15	苫小牧市自治基本条例		16	市民参画と協働による新発田市まちづくり基本条例		17	甲府市自治基本条例	
		都道府県名	北海道 (人口10万～20万人市)		都道府県名	新潟県 (人口10万～20万人市)		都道府県名	山梨県 (人口10万～20万人市)
		施行期日:平成19年 4月 1日		施行期日:平成19年 4月 1日		施行期日:平成19年 6月21日			
内容	ア 前文	テ 基本構想・総合計画との関係	ア 前文	ニ 行政運営	ア 前文	ツ 住民投票			
	イ 基本理念・原則	ト 個人情報保護	イ 基本理念・原則	ヒ 計画、執行、評価への市民参加	イ 基本理念・原則	ト 個人情報保護			
	ウ 市民の権利	ニ 行政運営	ウ 市民の権利	ミ 見直し・改正条項及び手続き	ウ 市民の権利	ニ 行政運営			
	エ 市民の責務	ヌ 財政計画の策定	エ 市民の責務		エ 市民の責務	ハ 行政評価(策定評価)			
	カ 市長の責務	ハ 行政評価(策定評価)	カ 市長の責務		オ 子ども・未成年者の権利	ホ 最高規範性			
	キ 職員の責務	ヒ 計画、執行、評価への市民参加	キ 職員の責務		カ 市長の責務	ミ 見直し・改正条項及び手続き			
	ク 議員の責務	フ 広域連携(他自治体、国、県)	タ 情報公開(提供、共有)		キ 職員の責務				
	シ 議会運営	ヘ 政策法務	チ 市民参加・協働		ク 議会の責務				
	ス コミュニティの規定	ホ 最高規範性			ケ 議員の責務				
	タ 情報公開(提供、共有)	マ 他条例との整合、位置づけ			コ 事業者の権利・責務				
	チ 市民参加・協働	ミ 見直し・改正条項及び手続き			シ 議会運営				
		ム 自治基本条例を推進する市民組織			ス コミュニティの規定				
		メ その他			タ 情報公開(提供、共有)				
		説明責任			チ 市民参加・協働				
		危機管理							
名称	18	登別市まちづくり基本条例		19	千曲市まちづくり基本条例		20	知立市まちづくり基本条例	
		都道府県名	北海道 (人口5万～10万人市)		都道府県名	長野県 (人口5万～10万人市)		都道府県名	愛知県 (人口5万～10万人市)
		施行期日:平成17年12月21日		施行期日:平成19年 4月 1日		施行期日:平成17年 4月 1日			

条例に盛り込まれた内容について

内容	ア 前文	ツ 住民投票	ア 前文	ツ 住民投票	ア 前文	ツ 住民投票
	イ 基本理念・原則	テ 基本構想・総合計画との関係	イ 基本理念・原則	テ 基本構想・総合計画との関係	イ 基本理念・原則	テ 基本構想・総合計画との関係
	ウ 市民の権利	ト 個人情報保護	ウ 市民の権利	ト 個人情報保護	ウ 市民の権利	ト 個人情報保護
	エ 市民の責務	ニ 行政運営	エ 市民の責務	ナ 附属機関の会議の公開	エ 市民の責務	ナ 附属機関の会議の公開
	カ 市長の責務	ハ 行政評価(策定評価)	カ 市長の責務	ニ 行政運営	カ 市長の責務	ニ 行政運営
	キ 職員の責務	ヒ 計画、執行、評価への市民参加	ク 議会の責務	ハ 行政評価(策定評価)	ク 議会の責務	ハ 行政評価(策定評価)
	ク 議会の責務	フ 広域連携(他自治体、国、県)	ケ 議員の責務	ヒ 計画、執行、評価への市民参加	ス コミュニティの規定	フ 広域連携(他自治体、国、県)
	ケ 議員の責務	ホ 最高規範性	シ 議会運営	フ 広域連携(他自治体、国、県)	タ 情報公開(提供、共有)	ホ 最高規範性
	ス コミュニティの規定	ム 自治基本条例を推進する市民組織	ス コミュニティの規定	ホ 最高規範性	チ 市民参加・協働	ミ 見直し・改正条項及び手続き
	タ 情報公開(提供、共有)		タ 情報公開(提供、共有)	マ 他条例との整合、位置づけ		
チ 市民参加・協働		チ 市民参加・協働	ミ 見直し・改正条項及び手続き			